

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	堺市立舩松社会教育会館の使用料の減免	
根拠条例等・条項	堺市立舩松社会教育会館使用料規則	
所 管 課	地域教育支援部 地域教育振興課	
審 査 基 準	○堺市立舩松社会教育会館使用料規則 (使用料の減免)第3条 (1) 本市が主催する行事のために使用するとき。 全額 (2) 公共団体がその目的のために使用するとき。 半額 (3) 市長が特に認めるとき。 半額 2 条例第8条第3項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、堺市立舩松社会教育会館使用料減免申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、減額又は免除について参考となる資料を添付させることができる。	
標準処理期間	標準処理期間	未設定
	標準処理期間を設定できない理由	原則として、申請を受付後、直ちに処理している。